

令和3年3月31日

国土交通省

鉄道局長 上原 淳 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 難波 喬司

「リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議」における
今後の議論に関する意見等への対応について

第10回「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議（以下「有識者会議」という。）」において、有識者会議事務局より「水資源利用に関する中間報告（素案）」（以下「中間報告（素案）」という）が提示され、議論が行われました。その中に、有識者会議の作成資料として、冒頭に、「これまでの会議の議論により、以下の事項が明らかになった。」とし、以下の事項の一つとして、「JR東海の施工計画では、工事の安全確保等の観点から、県境付近の断層帯を山梨県側から掘削するため、掘削工事の一定期間中は山梨県側へトンネル湧水が流出し全量戻しとはならない。その影響について、2つのモデルによる解析結果では、トンネル湧水が山梨県側に流出した場合においても、静岡工区内で発生するトンネル湧水を戻すことにより榎島付近より下流側では河川流量は維持される傾向にあった。」との記述があります。このような記述は、有識者会議として、上述の事項が明らかになったという見解を明示しています。

この記述については、JR東海の資料においてこのような記述が示される毎に、静岡県は、「導水路トンネル出口（榎島）の河川流量の評価をもって、榎島付近より下流側の河川流量の評価をすることは、科学的・工学的に正確性を欠いている。」と再三申し述べてきました。

その理由は、「トンネル掘削完了後の恒常時には、トンネルがないときは下流に地下水として流れ地表流出していた地下水の全量を、トンネル湧水として上流の地中深くで集め、それをポンプアップして導水路で大井川に流すため、導水路トンネル出口（榎島）では河川流量は工事前よりも少し増える。その下流では、地下水の地表流出量が少し減少し、河川流量の増分が相殺される。」という現象を無視してはいけないからです（2月22

日付「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議の議論についての静岡県の考察と提案」「別紙1 トンネル湧水による河川流量や地下水の変化予測の評価P3」参照)。

この中間報告(素案)が影響しているかは不明ですが、JR東海の金子社長は、令和3年3月25日に行われた会見において、「工事で静岡県外に流出する湧水全量を静岡県側に戻すのは、中下流域の水利用とは別問題」、「工事で山梨県側に湧水が流出しても大井川の下流では河川流量は維持される」旨の発言をされています。この発言内容は、先に述べた理由により、十分な科学的根拠を有しているとは言えません。

JR東海はともかく、「科学的・工学的な観点から客観的な事実関係等を整理すべく議論を行った」(中間報告(素案)の冒頭の記述を引用)とする有識者会議が、科学的・工学的な観点から正確性を欠いた見解を持つことについて、静岡県としては看過することは出来ません。

また、静岡県は、有識者会議において大井川の水循環への環境影響評価について議論がさらに進展するよう、流域市町や関係利水者の意見も聞いた上で、2月22日に、「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議の議論についての静岡県の考察と提案」、3月12日に、「リニア中央新幹線静岡工区有識者会議の議論に関する質問・意見」を提出しました。第10回有識者会議までに、説明をいただいた項目もありますが、多くの項目がさらなる対応が必要です。

つきましては、これまで貴職に提出した意見等への対応状況についての県の認識を、別添のとおり整理表として取りまとめましたので、提出いたします。

有識者会議において、この整理表を参考にいただき、大井川の水循環への影響評価について議論がさらに進展し、その結果に基づき、JR東海が、地域住民等の社会の理解が得られるようなわかりやすい説明を行うことができるよう、真摯に対応していただくことをお願いいたします。